

議案第 33 号

**東近江市コミュニティセンター条例の一部を改正する
条例の制定について**

東近江市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

東近江市コミュニティセンター条例（平成17年東近江市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「東近江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第3項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条から第7条まで、第8条第2項ただし書及び第3項ただし書、第9条、第10条ただし書、第11条第1項及び第2項第4号、第12条並びに第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表備考中「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に効力を有する東近江市教育委員会が行った許可等の処分その他の行為又は現に東近江市教育委員会に対して行っている許可等の申請その他の行為で、この条例の施行の日以後この条例の規定により市長が管理及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後においては、市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行った許可等の申請その他の行為とみなす。